

# 警察広報



# 小中野 4月

～発行～  
小中野交番  
電話43-1233

## 新入学児童を交通事故から守ろう！



暖かくなり、新入学、新入園の季節となりました。

ドライバーの皆さんは、学校・幼稚園・保育園・公園など、子供の通行が予想される場所の付近を通行するときや、道路を歩いている子供を見かけたときには、徐行や減速をし、思いやりのある運転を心掛けましょう。

また、新入学児童、新入園児童の保護者の方は、通学路や自宅周辺に危険箇所がないか確認し、安全な歩行方法を指導して下さいをお願いします。

※ 4月6日～4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。  
交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

### ●子供の交通事故防止のためのポイント●



- (1)「飛び出し」の防止をしっかりと指導しましょう。
- (2)「しっかり」見ることの意味、大切さを子供の目の高さで指導しましょう。
- (3)通学路を実際に見て確認し安全な横断の仕方を指導しましょう。
- (4)信号が青でも右左折車などが来ることを理解させ、常に右左の安全を確認するよう指導しましょう。

## 横断歩道は歩行者優先！！

令和5年のJAFによる「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の横断歩道手前での一時停止率は、47.4%（前年比-9.3%）でした。

青森県は、全国平均を上回ったものの、いまだ半数の自動車が停止していない状況です。

車両の運転者は、「横断歩道は歩行者優先」の意識を持ち、**歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。**

## ルールを守って自転車事故を防止しよう！！

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となります。  
令和5年4月1日より自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

### ●自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 巡回連絡にご協力を！

交番では「巡回連絡」のため、皆さんの自宅を訪問させて頂いております。

巡回連絡とは交番・駐在所の警察官が

- 犯罪に関する情報提供
- 被害防止のための指導と連絡
- 緊急時の連絡先の確認
- 意見・要望の聴取

等を行う活動です。

その際「巡回連絡カード」へのご記入をお願いしております。このカードはご家族等が事件事故、災害等に遭われた際の連絡などに利用します。記入は強制ではありませんが、万が一に備えてご協力をお願いします。



## 特殊詐欺の被害をなくそう！！

青森県内令和6年2月末現在の特殊詐欺発生状況

認知件数 **9件**（前年比-2件）  
 被害金額 **約3,854万円**（前年比+約1,044万円）  
 未然防止件数 **20件**（前年比+5件）  
 2月末までに認知した9件のうち、**4件が金融商品詐欺**でした。

金融商品詐欺とは、簡単に説明すると**もうけ話**です。何度も振り込むことで被害金額が大きくなる傾向があり、幅広い世代の方が被害に遭っています。  
怪しいと思ったら、1人で対応せず、家族や友人、警察に相談しましょう。